

「みみづくの会」 出前・聞こえのサポート 身近な難聴者に役立つ読本



目次

難聴と認知症との関わり その対応策について……P2	難聴の程度に応じた配慮について……P7
障害者情報アクセシビリティ 施策推進法の概要……P3	聴覚障害者に対する理解と配慮に ついて……P8
「みみづくの会」と「ほたる」の ご紹介……P4	要約筆記について ……………P9
出前・聞こえのサポートの 活動の趣旨について……P5	難聴者自身の対処方法……………P10
出前・聞こえのサポート方法……P6	共存・共生社会の実現を目指して……P11
	ヒアリンググループ（磁気グループ） クリアな聞こえを試してみよう！……P12

難聴と認知症との関わり その対応策について

① 「難聴」が「認知症のリスク」を高めている最大の要因になっています。

◆ 難聴と認知症の予防がクローズアップされています！

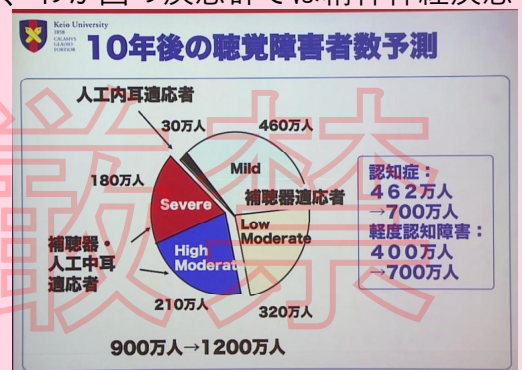
大会名：難聴と認知症・うつ病に関する国際シンポジウム(2017/1/15：大手町・日経ホール)
テーマ：健康寿命の延伸～認知症・うつ病と難聴の関係について

「認知症・うつ病予備軍の健康寿命とQOLの向上に資する補聴器の早期装用の推奨及び補聴器装用のための高い知識・技能を持ち、カウンセリングを行える補聴器技能者養成の必要不可欠性を訴える場と捉えると共に、広く国民の理解を得るための本シンポジウム」
厚生労働省で予算化 耳鼻咽喉科学会「補聴器技能者養成支援事業」

◆ 「認知症予防」＝「難聴対策」 国の「新オレンジプラン」

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症またはその予備軍。高齢化の進展に伴い認知症の人はさらに増加
- ・ 2012(平成24)年 462万人(約7人に1人)⇒2025(令和7)年 約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症と共によりよく生きていくことが出来るような環境整備が必要。
- ・ 障害調整生命年(DALY)という指標による分析によれば、わが国の疾患群では精神神経疾患のインパクトは悪性腫瘍や心血管病を抜いて1位。

危険因子：加齢、遺伝、高血圧、糖尿病、頭部外傷、喫煙、
防御因子：運動、食事、余暇活動、社会的参加、認知訓練、
活発な精神活動 **コミュニケーション・ツールとしての補聴器**



② 聴覚障害者・加齢性難聴者との共存・共生社会を目指して！

◇ 身体障害者に関わる最近のおもな法的な背景

- ・ 障害者基本法改正(2011年8月施行)←国連障害者権利条約
⇒ 障害者総合支援法(2013年)
⇒ 障害者差別解消法制定(2013年6月⇒令和3年一部改正)
- ・ 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 (2006年、2012年改正)
- ・ 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例 (2016年)
- ・ 野田市手話言語条例 (2020年)
- ・ 野田市意思疎通支援条例 (2021年)
- ・ **障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (2022年5月25日発効) 次頁参照**

③ 文字情報の提供(通訳)、情報を共有、同時性のある伝達方法を確認！

- ・ 同時性、双方向、各種の伝達媒体を利用し情報を共有、緊急時対策(救急・防災・防犯)。
- ・ 防災・防犯等の緊急時の情報の提供 **防災行政無線室内文字表示器の無償貸与(市民生活課)**
- ・ 要約筆記通訳者の活用「速く、正しく、読みやすく、私感を含めず、秘密を守る」という原則。
- ・ 当事者に特化した情報提供方法、ダイレクトメール等の活用を！当事者相談支援の周知徹底を！
- ・ 市報等による講演会や講習会の案内には要約筆記通訳やヒアリンググループ設置の有無を明記。
- ・ 難聴者のためのPCやスマホの情報通信支援機器の助成並びに利用方法の講習会を要望。
- ・ 要約筆記通訳者や補聴援助機器の設置情報の周知やその利用方法等の情報提供。

④ 福祉助成制度・福祉サービスについての情報と相談・支援体制について

- ・ 自立支援、移動支援、権利擁護、生活支援、新生児の聴覚スクリーニング検査費の助成。
要約筆記者の養成・派遣制度・聞こえのサポーター講座の開催。
聴覚障がい者当事者相談日の利用・要予約(毎月第1火曜日・市役所障がい者支援課)
- ・ 福祉サービスに聴覚障害者のための各種日常生活用具の助成
- ・ 野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」主催による「出前・聞こえのサポート」の実施

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要 (令和4年法律第50号)

目的 (1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（2条）

基本理念 (3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重 (4条～8条)

- ◎国・地方公共団体の責務等（4条）※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ◎事業者の責務（5条）； ◎国民の責務（6条）
- ◎国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条）； ◎障害者等の意見の尊重（8条）

基本的施策 (11条～16条)

- | | |
|---|--|
| <p>(1)障害者による情報取得等に資する機器等(11条)</p> <ol style="list-style-type: none">①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援③関係者による「協議の場」の設置 など | <p>(4)障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ol style="list-style-type: none">①相談対応に当たっての配慮②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 |
| <p>(2)防災・防犯及び緊急の通報(12条)</p> <ol style="list-style-type: none">①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など | <p>(5)国民の関心・理解の増進(15条)</p> <p>○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p> |
| <p>(3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)</p> <ol style="list-style-type: none">①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上②事業者の取組への支援 など | <p>(6)調査研究の推進等(16条)</p> <p>○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p> |

- ◎障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（9条）
- ◎施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

※ 施行期日：令和4年5月25日

◆「みみづくの会」の活動紹介

ホームページは、<https://mimi-comm.com/>
検索は、野田市 みみづく



「みみづくの会」のホームページには、仲間が集う例会の場所や開催予定日時や各種行事の様子を、また、野田市における中途失聴者・難聴者の福祉に関わる色々な情報をお知らせしています。

耳が不自由なために、コミュニケーションが不足して、何となく寂しくて、もの足りない思いで毎日をご過ごしている方はおられますか？

皆さんの近くに住んでいる難聴者や中途失聴者が、毎月定期的集まって、耳の聞こえないのを苦にすることなく楽しくお喋りをしています。読話（口話）を主体に、筆談と要約筆記（OHC）通訳、ヒアリンググループ、難聴者用スピーカーで皆さんとお話を進めています。

また、「ほたる」の皆さんと一緒に健康維持のためのリハビリ体操やえだまめ体操をしたり、また、簡単な日常会話の手話の学習をして、より楽しく、よりスムーズなコミュニケーションが出来るように工夫をしています。筆談や補聴援助機器を利用して、難聴の状況に合わせた方法で交流し、出来るだけお互いの会話を楽しむ様に心掛けています。

手話の出来ない人も安心して参加して頂けます。日常生活でお話ししたいこと、聞きたいこと、情報交換、何でも結構です。老若男女、年齢も問いません。ご家族やお友達と一緒に構いません。

皆さんと一緒にお茶でも飲む雰囲気でお喋りをしませんか？ 見学だけでも構いません。

いつからでもご自由に、お気軽にご参加下さい。聞こえないから仕方がないとあきらめないで、同じ障害の仲間や身近な理解者と一緒に話し合い、共に考え、力を合わせて、楽しく過ごす工夫をしましょう！

聞こえない不便や不満をはねのけて、一度の人生、楽しく過ごしましょう！

「例会」並びに市の「聴覚障がい者当事者相談日」について

☆ 例会は、毎月、第1月曜日と第3月曜日（祝祭日の日は順延）

午後1:30～4:30 場所は、総合福祉会館の会議室。

利用する部屋は、エレベーター右脇の表示板、又は、野田市社協の事務室でご確認下さい。みみづくの会への連絡は、

TEL:7129-7303 FAX:7127-8575 会長: 吉岡 靖二

☆ 聴覚障がい者当事者相談日は、

毎月、第1火曜日 1:30～3:30 市役所1F 障がい者支援課に事前に予約。（個別相談）聴覚障がい者が相談相手になります。聞こえのサポートもあります。



◆「ほたる」(のだ要約筆記サークル)の活動紹介

「ほたる」は、耳の聞こえにくい方々に話の内容を文字で書いて伝える「要約筆記」の活動をしています。例会での主な活動は、大勢の人に伝えるためにOHCやスクリーンを用いた全体投影と少人数の隣で書いて伝えるノートテイクの練習です。また、「みみづくの会」の月2回の例会に参加し、筆談でおしゃべりしたり、健康体操や手話を一緒に行ったりしています。

「おひさまといっしょに」「元気アップふえすた」などの行事では、「要約筆記」の実演、筆談でおしゃべりなどのデモンストレーションを行っています。そのほか、障がい者団体のレクリエーション、発表会などでも同様に情報保障をしています。

ほたるの例会に参加いただき、楽しく交流できればよいと会員一同お待ちしております。

「ほたる」例会開催日

毎月第2、第4水曜日

13時～16時



場所：野田市総合福祉会館 会議室

連絡先：「ほたる」会長 加藤恵子

電話・ファックス 04-7121-1335



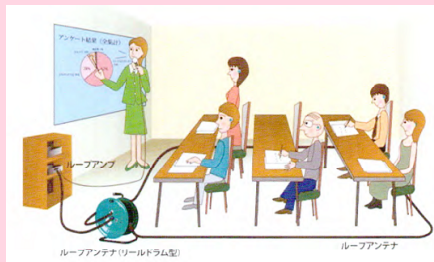


「みみづくの会」 出前・聞こえのサポート

活動の概要：国の新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略（H27.1.27）では、高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加、2025年には約5人に1人と予想されており、高齢者の認知症対策が喫緊の課題となっています。中でも難聴が認知症・うつ病のリスクを高める大きな要因になっており、補聴器や補聴援助機器による早期予防対策の必要性がクローズアップされています。

当会は2018年3月、設立20周年記念行事として、「耳・聞こえの講演会」を文化会館大ホールにて開催し、また、例年の「福祉のまちづくりフェスティバル」、「市民活動元気アップふえすた」では活動展示と聞こえの工夫の普及啓蒙活動をしています。難聴が理由で人との関わりが少なくなり、家族とも疎外感をおぼえ、集会や講演会にも参加しなくなります。このような高齢難聴者の聞こえをサポートすることで孤立しがちな高齢者の自立と社会参加を促すことが出来ます。新規の活動として「出前・聞こえのサポート」を加え、より前向きな活動に取り組んでいます。

- ・市内自治会の集会室や公民館、コミュニティセンター等の公共施設に集う高齢難聴者の[耳・聞こえのサポート]をします。
- ・現状の集会室や公共施設は、補聴援助機器など難聴者をサポートする機材が不足しています。既に補聴援助機器の備えがあるところでも、それを利用する方法がよく理解されていないので、より利用性を高めるために使い方などサポートする必要があります。
- ・会議や集会の場では、多くの高齢者は、補聴器だけの聞き取りには無理があります。よりクリアな聞き取りができる難聴者用スピーカーやヒアリンググループが大変有効です。
- ・「みみづくの会」では、増え続けている加齢性難聴者が参加される会議や集会の場に、難聴者用スピーカーとヒアリンググループを持ち込んでより良い聞こえをサポートします。
- ・ヒアリンググループには工事が必要な床面埋め込み式と簡易な携帯設置式がありますが小規模の集会の場では携帯式が有効です。自家用車に積載して持ち運びが可能です。



■どのような効果が期待できるのでしょうか？

- ・例えば、加齢性難聴者が会議室など備え付けのヒアリンググループのあるところでは、ループ受信器、または、ご自分の補聴器のループ切替プログラムを M⇒T（テレコイル）に切り替える事で、実際に聴こえが良くなることを実体験されると、地域の文化会館や公民館などの公共施設での講演会や会議、各種の講座、集会等に参加する動機付となります。

家族や友人との会話にも入れず、寂しく孤立しがちな高齢難聴者の外出機会を促し、友人や知人と交流する機会が復活することで、明るく元気な自立生活を促進することができます。

■聞こえの評価の確認方法については？

- ・「みみづくの会」が立ち会いの場合、会議や集会のケースでは、開始前に簡単な機材の説明をしアンケート調査にご協力をお願いします。受信器の貸出しを受ける場合は、申込み用紙に貸出器No.とご本人の連絡先を記入してもらいます。多くの人にアンケートにご協力を頂ければありがたいです。

出前・聞こえのサポート方法

◆ 補聴援助機器について

・難聴者用スピーカー Moby の利用方法

- ・施設に備え付けの既存のスピーカーとMobyと聞き比べをしましょう！アンケートにご協力をお願いします。



難聴者用スピーカー Moby



ソナールヒアリングループ

・ヒアリングループ（ソナール携帯型ループシステム）の利用

- ・施設に埋設してあるヒアリングループや公民館等に備付けのループアンプシステムを借り出してセッティングします。利用方法は施設管理者にお問合せ下さい。専用受信器を借りて付属のイヤホンで試聴するか、ループから受信可能なプログラム入りの補聴器なら、付属のボタンをMからT（テレコイル）に切り替えてセットします。必ずループが敷設してあるループの内側に着席して聞き取って下さい。



市役所 8F 大会議室

・アンテナループが埋め込んである所では事前に埋め込み場所を確認する必要あり

・野田市の既存公共施設等でも利用できます（令和4年3月現在）

- ・野田市文化会館大ホール 前席315席の床面にループアンテナが埋設。備え付けの専用受信器を受付で借り出し、付属のイヤホンを装着するとクリアに聴き取れる。
- ・野田市櫛のホール小ホール。前席3列目まで45席（床面下に敷設済）施設に備え付けの専用受信器を受付で借り出して、付属のイヤホンを装着し利用することが出来ます。
- ・市役所8階大会議室（写真右）携帯型ループシステムを利用することが出来ます。必要な時は、前もって障がい者支援課に申し込んで下さい。受信器の借り出しも出来ます。
- ・野田市社会福祉協議会（総合福祉会館内で携帯型ループシステムの利用が可能）
- ・いちいのホール（ホール内での携帯型ループシステム利用の申込みが可能）
- ・南コミュニティセンター（センター内での携帯型ループシステム利用申込みが可能）
- ・興風会館ホール（携帯型ループシステムを利用することが出来ます。必要な時は、前もって事務所に申し込んで下さい。受信器の借り出しも出来ます。



興風会館ホール

◆ 「みみづくの会」の出前・聞こえのサポート要領

難聴者用スピーカーMoby&携帯型ヒアリングループを持込みセッティングします

- ・活動団体で集会や会議をする場合に加齢性難聴者の参加が見込まれる時は、事前に申込みをして頂ければ、「出前・聞こえのサポート」をします。機材と派遣する人材が限られていますので早めに申込みをお願いします。費用は、「みみづくの会」の活動として実施しますので当面は無料です。当日、実施前に利用方法の簡単な説明と簡単なアンケート用紙を配布します。退出時にアンケート記入用紙を回収しますのでご協力をお願いします。

◎必ず事前の打ち合わせをお願いします。



「みみづくの会」例会風景
難聴者用スピーカーと
ヒアリングループを設置

【申込み方法】野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」

担当：吉岡靖二（難聴者につきメールかFAXで）

TEL 04-7129-7303

FAX（専用）7127-8575

Email : seijiyoshioka@jcom.home.ne.jp

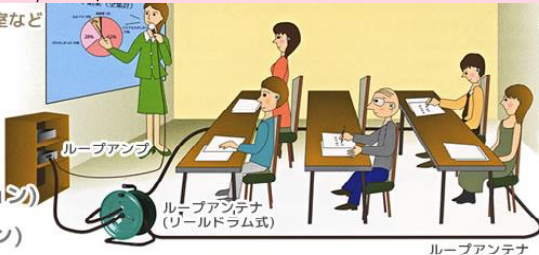
HP : <https://www.mimi-comm.com/>



みみづくの会

推奨設置環境：福祉施設、老人ホーム、各種会議室、研修室など

- 持ち運びに便利なアタッシュケース型
- 20mループアンテナ付き（リールドラム型）
- BGMが流せるジャック付き
- ワイヤレスマイク2本まで使用可能（オプション）
- アンプ付きスピーカーと接続可能（オプション）
- 延長用ループアンテナ20mまたは30mを接続可能（オプション）



難聴の程度に応じた配慮を!

◆ 難聴・聞こえの工夫

先ず、市内の耳鼻咽喉科で聴力検査を受けましょう!
野田市には約400名の聴覚障害者(手帳保持者)がいます。

伝音難聴

鼓膜や耳小骨など、主に中耳の病気で音を伝えるにくくなって起こったものです。
音が、耳にふたをしたように聞こえます。

感音難聴

内耳の感覚細胞、聞こえの神経(聴神経)、脳の中樞のどこかが原因で起こったものです。
単に聞こえにくいだけでなく、様々な歪みを生じている場合が多く、言葉の聞き違いがあります。

混合難聴

伝音難聴と感音難聴が同時に起こっているタイプです。中耳の伝音部分は補聴器で補えますが、感音部分は個人差が出ます。

難聴の分類	平均聴力レベル	日常生活上での難聴の程度
正常	30dB未満	普通の会話は不自由を感じない。 声が小さいと聴き取れないことがある。
軽度難聴	30~40dB	普通の会話には不自由しない。 ささやき声や小さな話し声が聞き取りにくい。
	40~50dB	会議の場では聞き取りが少し困難となる。 一対一の会話には不自由しないが、 聞き違いが多くなる。
中等度難聴	50~70dB	会議の場での聞き取りが困難になる。 1mくらい離れた大きな声は分かる。
高度難聴	70~80dB	40cm以上離れると会話が分かりづらい。
	80~90dB 語音明瞭度50%以下	耳介に接しなければ会話が理解出来ない。
ろう 社会的ろう	90~100dB	耳介に接しなければ大きな声を理解し得ない。 人工内耳の手術が可能な聴力レベル
全ろう	100dB以上	全く分からない。

※ 聴覚障害の等級に5級はない

・難聴の程度とその対応方法について

軽度 集音器、補聴器、マイク&スピーカー

中等度 補聴器、難聴者用スピーカー、イヤホン、文字表示、筆談、ノートテイク
ヒアリンググループ等の補聴援助機器の利用

高度 高度難聴用補聴器、人工内耳、手話、筆談、要約筆記、補聴援助機器を利用
※各種専用の受信器や適用するイヤホンが必要になる

- ・会話は1m以内、周囲の環境に左右される(雑音、早口、複数人との会話は避ける)
- ・難聴者自身が対応の配慮・協力を仰ぐ。出来るだけ自分に合った配慮をお願いする。
- ・対面での会話は「ゆっくり・はっきり・近寄って顔を見合わせ口元を見せて」

《聴覚障害者に対する理解と配慮》

聴覚障害者の不便さ

- (1) 周囲の方に気付いてもらえないことがあります。
聴覚障害は、一見してその障害がわかりません。特に言語障害は、知りたいことを質問できない不便さを理解されず、日常生活にさほど不自由しないと思われがちです。そのため周囲の方に気づいてもらえないばかりか、心ない言葉を受けることもあります。
- (2) 放送や呼びかけにも気づかないことがあります。
放送による呼び出しや声をかけることでは通じない場合があります、銀行や病院などで不在だと思われることもあります。また店内放送や駅の構内放送などにも気づかずに、適切な行動がとれないこともあります。
- (3) 音によって周囲の状況を判断できない場合があります。
日常生活の中で、音などから周囲の状況を判断できない場合があるため、事故や事件が起こったとしても、どうすればいいのかわからないことがあります。そのため不自由を感じるだけでなく、危険な目にあうことも多いようです。
- (4) コミュニケーションの方法を間違われることがあります。
聴覚障害者には手話や筆談など、その方なりのコミュニケーションの方法があり、その方法が適切でないと話が伝えることができません。その方に合ったコミュニケーションの方法を理解することが大切です。



コミュニケーション手段

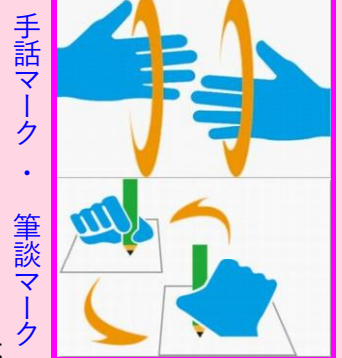
- ◎ 残存聴力を生かす
補聴器・・・補装具の助成制度などを利用することが出来ます。（聴覚障害者手帳を取得）
人工内耳・・・健康保険や自立支援医療の制度（更生医療）を利用することが出来ます。
補聴援助システム 【ヒアリングループ(磁気ループ)、赤外線補聴システム、FM補聴システム、各種無線送受信機等が利用可】
難聴者用スピーカー、集音器、イヤホン・ヘッドホン出力装置

- ◎ 視覚から得る情報

手話・指文字
読話（読唇）
筆談

要約筆記（ノートテイク、手書きOHC要約筆記、パソコン要約筆記など）
その他各種文字情報

テレビの文字多重放送や駅や車内の案内やアナウンスに即応した表示
車内案内・道案内掲示板や電光掲示板、日本語映画や演劇場等での各種の文字表示など
FAX、パソコン、スマートフォン等・各種通信機器による音声文字変換ソフトの利用や
オンラインを利用したコミュニケーション・ツールの活用など



手話マーク・筆談マーク



聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」です。
このカードを示すことにより、「はっきり口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮を求めます。

＜お問い合わせは＞ E-Mail : zennancho@zennancho.or.jp
(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会事務局まで
TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046

要約筆記について



◆要約筆記とは

話し手の話の内容をつかみ、それを文字にして伝える、聴覚障害者のためのコミュニケーションの保障です。1960年代に考案され、現在は手話通訳と同様に福祉サービスとして行われています。日本には35万人の聴覚障害者（聴覚障害者手帳保持者）がいます。最近、マスコミを通じて手話が広く知られるようになりましたが、手話でコミュニケーションのできる聴覚障害者は極めて少ないです。残りの大部分の人たちは、補聴器や人工内耳、口話・筆談などのコミュニケーションを手段としています。

この残り大部分の人たちは、過労や事故、薬害や病気による難聴、また加齢性難聴のように言語を獲得してからや、人生の途中で失聴した人が殆どで、難聴者、中途失聴者と呼ばれています。比較的高齢者が多いため、手話の取得が難しく、日本語を書いて話を伝える方法が適しています。

そのひとつの方法として要約筆記があります。それには、用紙を使う方法（ノートテイク）と、OHP（オバーヘッドプロジェクター）やOHC（オバーヘッドカメラ）、PC（パソコン）を使う4つの方法があります。OHP、OHC、PCを使って行なう方法には聴覚障害者が多数参加する会合の時に、用紙を使う方法は対象者が1・2名の時に用います。

◆要約筆記通訳の制度としての発展経緯

- ・1981年 奉仕員養成事業 開始
- ・1985年 奉仕員派遣事業 開始
- ・2000年 第二種社会福祉事業に
- ・2006年 派遣は必須事業に（自立支援法）
- ・2013年 養成・派遣が必須事業に
⇒ 権利保障の担い手として法的な裏づけがあることを自覚させた。（権利擁護、裁判員裁判）

- ① 対個人から対社会への意識
ボランティアから 誰でも享受 社会への繋がり
- ② 要約筆記を学ぶ意識や責任感
使命感、社会活動への参画意識

要約筆記者の活動 ⇒ 中難者の権利擁護（権利保障）
望ましい社会の実現を目指し、あわせて要約筆記者の身分や待遇の保障の活動も。

- ・要約筆記者としての登録制度があり、市には公的な派遣制度があります
- ・派遣の支援を受けるには聴覚障害者手帳が必要になります
- ・OHCまたはノートテイク（集団 or 個人）かの選択をします

◆通訳としての要約筆記者の心得

聴覚障害者にとっての要約筆記（機能面）

1. 聞こえないことで情報から疎外されている状況把握
 - ①社会的な認知不足をサポート（人と人の間のバリア）
 - ②基本的な人権を守ること。
人として平等であり、自由や幸せを追求する権利
2. 音声情報を保障するとは
 - ①その場の情報保障（コミュニケーション、状況把握）
 - ②字幕などの情報保障（文化や娯楽を享受・運動展開）

- ◎ 「通訳としての要約筆記」の整理
 - ◇ 権利擁護に立脚したコミュニケーション支援
- ◎ 要約筆記の役割を明確に
 - ◇ 通訳行為（守秘義務など）
基本的人権の保護としての社会福祉サービス
- ◎ 要約筆記に必要なこと（通訳として機能すること）
 - ① 話に遅れないこと
 - ② 内容が伝わること
 - ③ 利用しても疲労感が少ないこと
- ※ 要約筆記の三原則（意思疎通が可能）

難聴者自身の対処方法

◆ 難聴の程度とその対応方法について

- 軽度 集音器、補聴器、スピーカー、イヤホン
 中等度 補聴器、FMや赤外線を利用した補聴援助機器、難聴者用スピーカー、文字表記（文字字幕）、音声の文字変換器
 重度 補聴器、人工内耳、手話、文字表記（筆談、ノートテイク、要約筆記）
 ヒアリンググループや難聴者用スピーカー等の補聴援助機器で聞こえが向上する
 ※ 人工内耳は手術が必要（保険適用）専用部品や各種専用受信器で聞こえが向上
 ・ 他人から見て分かり辛い障害なので自分自身から身近な人に協力を仰ぐことが大切

補聴器にとっての聞こえの段差

距離があるとき	補聴器で聴き取れるのは、1～2 mの範囲、3 m離れると聞こえが半分になってしまいます。
騒音があるところ	聴者は音声より騒音が10dBほど大きくても、音声でのやり取りは可能です。難聴者は逆に騒音が10dB以上小さくないと聞き取り難い。
早口での会話	難聴があると言葉が不明瞭に聞こえます。早口は不明瞭さをいっそう増します。文節で区切りながら話すと聞き取りやすくなります。
多人数での会話	補聴器をしていると、音の方向感が得られない場合があります。多人数での会話をする場合、誰が話をしているのかが分からず困難が大きくなります。
機械を介した音声	機械音は音声の一部の高さしか伝えていません。館内放送など補聴器をしていると、声がしていることは分かっても何を言われているのか理解出来ないことがすくなくありません。

◆ 難聴者用の補装具や日常生活用具について

- ◎市内の指定耳鼻科医による意見又は診断に基づき交付される身体障害者手帳(P.7参照)を持っている方は補装具(補聴器等)の福祉助成を受けることができる。[野田市の「障がい福祉ガイドブック」](#)を参照。聴力レベル90dB以上の人は、人工内耳の手術や体外機破損の場合は医療保険等で対応可能。要約筆記者の派遣や各種の福祉助成の問合せは障がい者支援課へ。
- ◎聴覚障がい者用通信装置（ファックスなど、いずれも購入前に市役所で給付手続きが必要です）
- ◎FM機器など、一部身近な聞き取り機器も対象になる。利用方法や各種の文字伝達用筆記具は、「みみづくの会」の例会や各種の活動の場で、実物の展示や説明をしています。
- ◎聴覚障がい者用屋内信号装置としては、振動式の目覚まし腕時計（シルウオッチ）があります。無線式で玄関来客のお知らせ、電話・FAXのお知らせ、病院等受付呼出のお知らせなど可能。文字表示機能付き戸別受信機の無償貸与（いずれも市役所で給付手続きが必要）これは、災害行政無線の放送内容を文字で伝える室内文字表示器です。「まめメール」同じ内容。
 ※聴覚障害者手帳の交付を受けた方が属する世帯で希望する世帯（1世帯に1台）
- ◎軽度・中度の難聴児の補聴機器購入助成や新生児の聴覚スクリーニングの検査助成もあります。尚、難聴児の人工内耳の手術適応基準は1才児から可能となっています。
 「市民ふれあいハートまつり」「福祉のまちづくりフェスティバル」「市民活動元気アップ」や各種の「みみづくの会」の活動展示の機会には、聴覚障害者に役立つ各種機器の展示や聞こえのデモンストレーションを行っています。

共存・共生社会の実現を目指して！

行政・事業者・市民の相互理解を！

◆ 身体障害者に関わる最近の法的な背景

- ・ 障害者基本法改正（2011年8月施行） ← 国連障害者権利条約
⇒ 障害者総合支援法(2013年)
⇒ 障害者差別解消法制定（2013年6月 ⇒ 令和3年一部改正）
- ・ 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（2016年）
- ・ 千葉県福祉のまちづくり条例(2016年改正)
- ・ 野田市手話言語条例(2020年)
- ・ 野田市意思疎通支援条例(2021年)
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（2022年5月） 3頁参照

(2006年 採択)
(2007年 わが国 署名)
(2014年 批准・発効)
※
障害者の人権の確保や尊厳の尊重、権利実現のための措置やアクセスなどを締約国に求めるもの

◆ 情報の共有・提供方法 文字情報、双方向・同時性のある伝達手段を！

- ・ 防災・防犯等の緊急時の情報の提供（防災行政無線室内文字表示器の貸与促進 ※）
- ・ 当事者相談支援の周知徹底を！ 関連する当事者にダイレクトメールの活用を！
- ・ 「のだ市報」や市民向けの各種広報紙、ホームページの利用性の向上
- ・ 野田市では「聞こえのサポーター講座」を開講。（受講生募集）
- ・ 高齢者難聴者のためのPCやスマホの情報通信支援機器の助成並びに利用方法、その他の補聴援助機器の利用方法等の講習会を！
- ・ 新生児聴覚スクリーニングの検査費補助



◆ 防災行政無線の室内文字表示器の貸出！

※（文字表示機能付き戸別受信機の無償貸与）

◆ 福祉助成制度の要望・サービスの周知徹底、情報提供と相談・支援体制を！

- ・ 自立支援、移動支援、権利擁護、生活支援(ボタン電池、充電電池等の助成を要望)。要約筆記者の養成・派遣制度の充実、聴覚障害者当事者相談日の活用を！
- ・ 福祉サービスに聴覚障害者のための情報通信支援としてスマホやPC等の助成、並びにWeb検索閲覧や「ちば電子申請」、ライブ配信の受信など基礎的なPC講習会の開催を！
- ・ 「聞こえのサポーター講座」の継続開催を！

◆ 「認知症」の予防対策、聞こえに関わる

色々なことの認識と配慮についての情報提供を！

- ・ 聞こえの段差の認識とその試行（10頁参照）
- ・ 要約筆記の普及と利用方法について
- ・ 補聴器・人工内耳と各種の補聴援助機器の情報提供、利用促進を！
- ・ ヒアリングルームのある施設と設置場所とその利用方法の情報提供を！
- ・ 障害当事者と定期的なヒアリングを！
- ・ 難聴者用スピーカーや補聴援助機器、筆談具の活用促進を！

ヒアリンググループ（磁気ループ） クリアーな聞こえを試してみよう！

Tモードの付いていない補聴器の方、または、補聴器を付けていない方は、各会場の受付で専用の受信器を借りてください

このマークが表示してある場所には
ヒアリンググループが設置してあります

下記の施設にはヒアリンググループが敷設
又は、設置されています



携帯型 ヒアリンググループ システムの利用例

文化会館/大ホール(野田ガスホール) での利用例 常設・床面設置型

- 文化会館大ホール 舞台の前の方の座席
(下図を参照確認してください)
- けやきのホール 小ホール
(舞台の前、1～4列目位まで)
- 市役所 携帯型 8階大会議室や会議室
(移動可能、障がい者支援課管理)
- 総合福祉会館 携帯型 館内利用
(社会福祉協議会で借り出し可能)
- 南コミュニティセンター 携帯型
(ホール、図書館の事務所で館内借り出し可)
- いちいのホール 携帯型
(ホール、事務所で館内借り出し可能)



M T O
通常は
この位置です
M T O
この位置でヒアリンググループが
利用できます

「聞き取りの工夫」

ヒアリンググループアンテナ内ではお使いの補聴器or人工内耳のスイッチを操作して【T】(テレコイル)に切替えてご使用ください。

ヒアリンググループ専用受信機で聴く事もできます。
数に限りがありますが、受付で貸出をしています。

※ 難聴者の方はそれぞれ聞こえの状況が異なりますので、事前にチェックできれば、より確実な支援ができますので遠慮なく担当者にお申し出下さい。



編集・発行

野田市中途失聴者・難聴者の集い
「みみづくの会」

〒278-0052
連絡先：野田市春日町38-12 吉岡方
TEL：04-7129-7303
FAX：04-7127-8575 (FAX専用)
E-mail: seijiyoshioka@jcom.home.ne.jp

「みみづくの会」のホームページ
URL : <https://www.mimi-comm.com/>



みみづくの会の例会は、毎月第1・3月曜日。
市の聴覚障がい者当事者相談日は、毎月第1
火曜日の予定です。
HPのスケジュールの頁でご確認下さい。